



神 栖 市

子ども・子育て支援事業計画
(第2期)

概要版



令和2年3月
神栖市

計画策定の概要

- 本計画は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保やこの法律に基づく業務を円滑に実施するために策定するものです。
- 本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画の基本理念

- この計画は、「かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）」の市の将来像である「みんなでつくる新しい神栖市～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～」を実現するため、福祉・教育の更なる充実を目指し、施策の重点プロジェクトである子育て日本一プロジェクト「神栖市で結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる」に取り組むものです。
- そして、「子どもの最善の利益」が実現される社会となるよう、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるとともに、親自身が地域や行政等の様々な支援を受けながら、子育てを経験する中で親として成長する「親育ち」の過程を支援し、各家庭における理想の家庭を築き上げられるよう、良質で適切な内容と水準が保たれる子育て支援に取り組めます。

計画の推進

■ 進行管理 ■

毎年、担当課において計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、市民、有識者、関係団体からなる「神栖市子ども・子育て会議」において、計画の達成状況の点検、評価を行い、次年度への取組に反映していきます。

また、市の広報やホームページを活用し、広く市民に公表していきます。

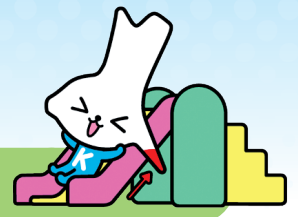
■ 子育て支援事業の検討体制 ■

子育て支援に関係する市役所各部署（こども福祉課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会、幼稚園、認定こども園、保育所、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館など）、ファミリーサポートセンター、医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化し、子育て支援事業の問題点の検討・改善、新規事業の企画立案を行うなど、子育て支援に関連する事業の推進を図ります。

■ 総合計画との関連項目 ■

「神栖市総合計画」における施策について、本計画との整合性を図りながら推進します。

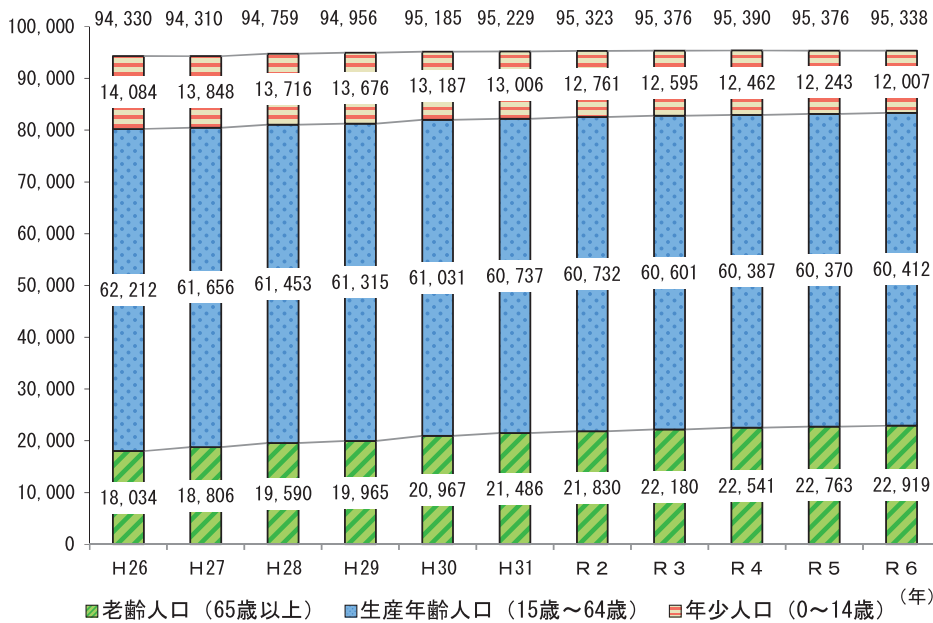




神栖市の人口と児童数の推計

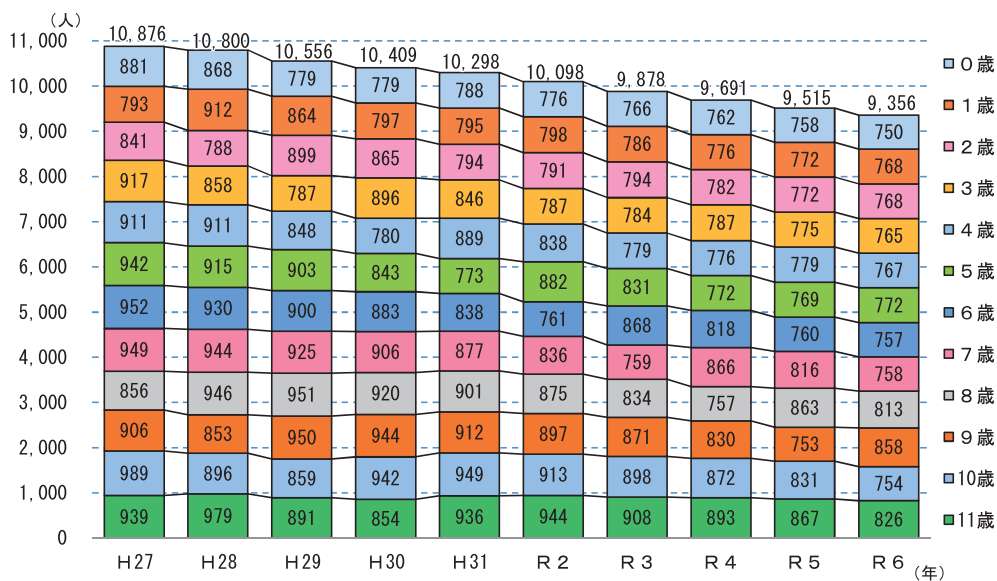
- 総人口は増加しており、今後も増加が見込まれます。
- 年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は、減少となっている一方、高齢人口（65歳以上）は増加となっており、少子高齢化が進行しています。

■ 総人口の推移と推計値



推計値について
 コーホート変化率法を用いて推計した数値です。
 コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。
 コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

■ 児童数の推移と推計値



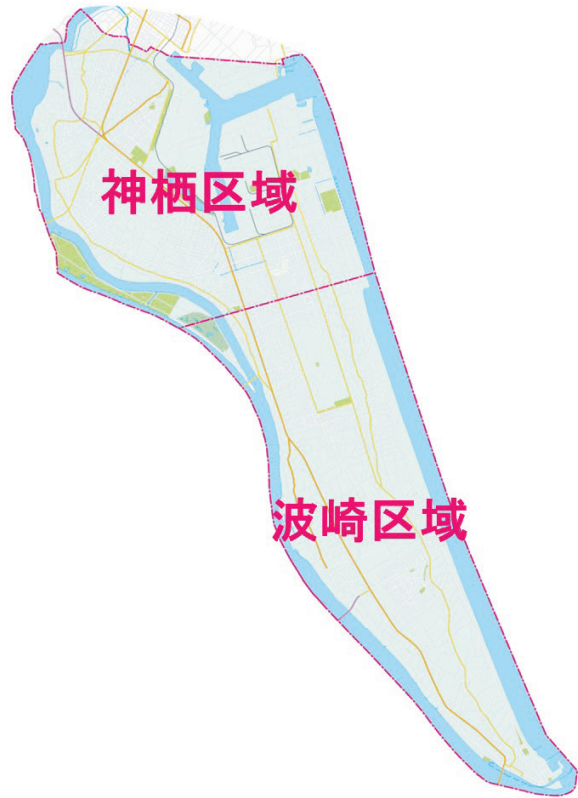
教育・保育事業等の提供区域

本市は、南北に細長い形状であり、通園時間、通勤等の利便性などから、教育・保育事業の利用は北部の神栖区域、南部の波崎区域のそれぞれの居住区域において、おおむね利用されている状況です。

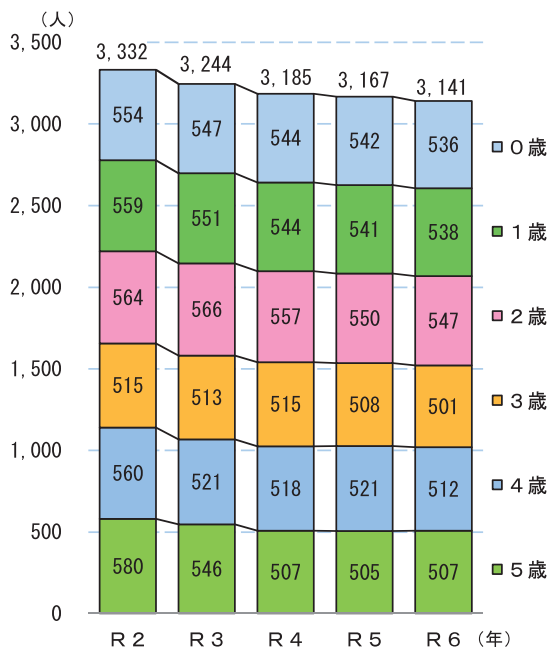
また、神栖区域は波崎区域に比べ待機児童が発生しやすい傾向にあり、神栖区域、波崎区域において保育ニーズの性格が異なります。

これらのことから、教育・保育事業の提供区域は、地域性を考慮し、「神栖区域」「波崎区域」の2区域を設定します。

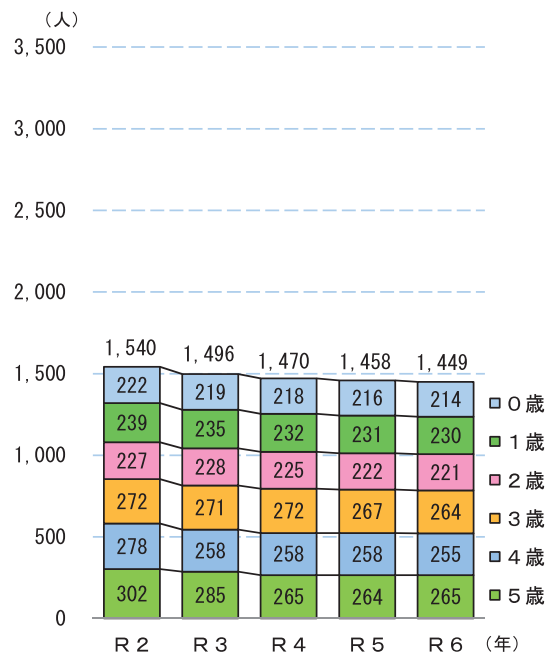
放課後児童クラブは「小学校区単位」、この他の事業については「全市」で1区域とします。



■神栖区域の児童数推計値



■波崎区域の児童数推計値





教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 認定区分

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

区分	説明	対象施設
1号認定 (保育の必要性なし)	お子さんが満3歳以上で幼稚園などでの教育を希望する場合。	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育の必要性あり)	お子さんが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	保育所、認定こども園
3号認定 (保育の必要性あり)	お子さんが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合。	保育所、認定こども園

(2) 量の見込みと確保量

教育・保育事業の確保方策については「量の見込み」に対応できる量を確保するため、次の確保方策を取組の方針とし、当該計画期間中の待機児童解消を目指します。

- 保育所等整備交付金を活用し、小規模保育事業への事業参入を支援します。
- 茨城県と連携し、保育ママ（家庭的保育者）による家庭的保育事業の普及を進めます。
- 企業主導型保育事業者や事業所内保育事業者に対し、地域枠の拡大を促す働きかけを行い、支援します。
- 認可保育所等で働く保育士の処遇改善を継続し、認可保育所等における確保量の拡大を促す働きかけを行います。
- 公立幼稚園について、地域や施設の実情等を踏まえ、既存の施設を活用した認定こども園化を検討します。

単位：人

区域	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神栖区域	1号	量の見込み①	539	518	498	487	478
		確保量②	905	905	905	905	905
		過不足②-①	366	387	407	418	427
	2号	量の見込み①	1,137	1,103	1,076	1,070	1,064
		確保量②	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
		過不足②-①	-73	-39	-12	-6	0
	3号 (0歳)	量の見込み①	94	94	93	92	91
		確保量②	175	183	183	183	183
		過不足②-①	81	89	90	91	92
	3号 (1歳・2歳)	量の見込み①	636	634	628	627	625
		確保量②	601	629	629	629	629
		過不足②-①	-35	-5	1	2	4
波崎区域	1号	量の見込み①	135	129	124	122	119
		確保量②	205	205	205	205	205
		過不足②-①	70	76	81	83	86
	2号	量の見込み①	649	629	613	610	606
		確保量②	679	679	679	679	679
		過不足②-①	30	50	66	69	73
	3号 (0歳)	量の見込み①	36	35	35	35	35
		確保量②	69	69	69	69	69
		過不足②-①	33	34	34	34	34
	3号 (1歳・2歳)	量の見込み①	302	301	299	298	298
		確保量②	312	312	312	312	312
		過不足②-①	10	11	13	14	14



地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度により市町村が地域の実情に応じて実施するもので、全ての子育て家庭を支援する事業です。

事業	単位	令和6年度 (計画最終年度)		
		量の見込み	確保量	
(1) 利用者支援事業 子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を、児童館においては、地域の子育て支援事業の情報提供や、幼稚園や保育所などの利用に当たる情報提供や相談・支援などを行います。	実施か所 (か所)	2	2	
(2) 時間外保育事業(延長保育事業) 認定こども園や保育所において、保育認定を受けた子どもの、通常の利用日・時間以外での保育です。	利用者数(人)	524	569	
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を、小学校区ごとに提供します。	利用者数(人)	1,647	1,790	
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 保護者の疾病等により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設、里親との連携により保護を行います。	延べ利用人数 (人)	32	32	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する不安や悩みの相談や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	訪問実人数 (人)	750	750	
(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に訪問し、指導・助言等を行います。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能、調整機関職員や関係機関構成員の専門性、ネットワーク機関間の連携を強化します。	養育支援訪問 実人数(人)	2	2	
(7) 地域子育て支援拠点事業 乳幼児や保護者の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。	延べ利用人数 (人)	6,769	6,769	
(8) 一時預かり事業 急な用事や短期のパートなどの際に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かります。	幼稚園型 幼稚園又は認定こども園の在園児が対象の一時預かりです。	延べ利用人数 (人)	6,048	6,795
	幼稚園型を除く 幼稚園型以外の一時預かりです。	延べ利用人数 (人)	1,962	2,123
(9) 病児保育事業 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的な保育等を行います。	延べ利用人数 (人)	568	2,006	

事業	単位	令和6年度 (計画最終年度)	
		量の見込み	確保量
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業) 育児の援助を受けたい方と、援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	延べ利用人数 (人)	542	590
(11) 妊産婦健康診査助成事業 安全・安心な出産を迎えられるよう、妊娠期間中の健康診査14回分、出産後の健康診査2回分の費用を一部助成し支援を行います。	延べ受診回数 (回)	9,468	9,468
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 新制度に移行していない幼稚園においては、食事の提供に要する費用について、低所得世帯や多子世帯を対象に費用の一部を補助します。			
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 多様な事業者の能力を活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営の促進を検討します。			

子ども・子育て支援関連施策の推進

幼稚園及び保育所の
認定こども園化

子ども関連施設の整備

質の高い教育・保育及び
地域子ども・子育て
支援事業の推進

外国につながる幼児への
支援・配慮

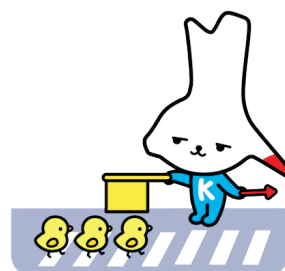
育児休業後等における
特定教育・保育施設の
円滑な利用支援

子どもに関する専門的な知識
及び技術を要する支援

子育てと仕事の両立支援

放課後児童対策の強化

施設等利用給付の
円滑な実施の確保



● 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく確保方策 ●

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後 児童クラブ	量の見込み	利用者数(人)	低学年	1,155	1,205	1,257	1,287	1,319
			高学年	290	303	314	321	328
	確保量	利用者数(人)		1,610	1,655	1,695	1,740	1,790
		クラス数(支援の単位)		43	43	43	44	44
放課後 子供教室	量の見込み		利用者数(人)	342	326	317	311	307
	確保量	実施場所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	
		実施回数	週2回	週2回	週3回	週4回	週5回	
一体型の放課後児童クラブ及び 放課後子供教室の目標事業量	実施場所		14校	14校	14校	14校	14校	
	実施回数		週2回	週2回	週3回	週4回	週5回	
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について			地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会を設置し、双方の共通理解及び協力体制のもと、事業運営の実現に向けた方法を検討します。					
小学校の余裕教室等の活用について			放課後児童の安全・安心な居場所の確保に向けて、運営委員会において協議するとともに、各学校へ一体型の周知を図り、福祉部局と教育委員会との間で締結した協定書に基づき、余裕教室等を有効に活用した事業運営に取り組みます。					
教育委員会と福祉部局の連携について			総合教育会議において、総合的な放課後児童対策の在り方について協議を行い、福祉部局と教育委員会が一貫した方向性のもとに事業を運営します。					
特別な配慮を必要とする児童への対応について			学校との連携による共通理解を図るとともに、児童に対する個別支援の方法について、学校及び放課後児童クラブと放課後子供教室の職員間で相互に話し合うとともに、必要に応じて、関係機関と連携し、支援員を加配するなど、適切な支援体制を構築します。					
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組			平成28年度に実施した保護者へのアンケート調査結果を踏まえ、平成29年度から開所時間を午後6時30分までに延長し、実施しています。 今後も地域の実情に沿ったニーズを把握し、事業運営と放課後児童対策の充実を図ります。					
各放課後児童クラブの役割を更に向上させるための方策			放課後児童支援員の資格取得のための研修会等への積極的な参加を啓発し、人材育成を図るとともに、円滑な事業運営と専門的なサービスの提供により、児童の自主性と社会性等の向上に努めます。					
各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知の推進			放課後児童クラブのプログラムや生活の様子についての印刷物配布やポスター掲示等で保護者に周知するとともに、地域住民との交流を目的としたプログラムの企画に取り組みます。					

神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）概要版

発行／神栖市

発行日／令和2年3月

編集／神栖市健康福祉部福祉事務所子育て支援課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

電話 0299-77-7011 FAX 0299-95-6280

